

令和8年(2026年)3月26日

競争入札参加者 各位

契約資産部契約課

「八王子市における総合評価方式の適用ガイドライン（工事契約）」の改正について（お知らせ）

このことについて、下記のとおりお知らせします。

記

1 改正するガイドライン

八王子市における総合評価方式の適用ガイドライン（工事契約）

2 改正内容

（1）評価項目「工事成績評定点」の評価基準の見直し

- ・評価基準を「直近1件の工事成績評定点」から「直近3件の工事成績評定点の平均点」に改める。（工事成績評価型/工事实績評価型）
- ・評価基準を「直近2件の工事成績評定点の平均点」から「直近3件の工事成績評定点の平均点」に改める。（施工能力評価型）

（2）評価項目「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の新設

地域精通度・地域貢献度に、評価項目「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」を新たに加える。

※「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」について

建設業への技能者（大工やとび職、左官等の直接的な作業を行う職人又は作業員）の減少が続く中、技能者を大切に、処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者がその旨を宣言することで就業者に選ばれることなどにより、処遇改善の取組が持続的に行われることになる枠組みを作ることを目的とした制度。詳しくは参考資料1のとおり。

（3）評価項目「同種工事の施工実績」における評価対象の見直し【施工能力評価型のみ】

評価項目「同種工事の施工実績」において、民間発注工事の実績も評価対象とすることができるものとする。ただし、参加資格要件として民間発注工事を認めた場合に限る。

3 適用日

令和8年（2026年）4月1日

【問合せ】

契約資産部契約課 工事契約担当
直通 620-7215